

議員各位

産業厚生常任委員会

委員長 西岡克之

委員長報告書

産業厚生常任委員会に付託された議案等の審査結果について、会議規則第41条の規定により報告いたします。

1. 審査期間：平成30年3月12日～16日

2. 付託された議案等

議案番号	件名	結果
3	長与町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例	全会一致 可決
11	長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	全会一致 可決
12	長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例	賛成多数 可決
13	長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	全会一致 可決
14	長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	全会一致 可決
15	長与町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例	賛成多数 可決
16	長与町介護保険条例の一部を改正する条例	全会一致 可決
17	長与町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	全会一致 可決

議案番号	件名	結果
18	長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	全会一致 可決
19	長与町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	全会一致 可決
20	長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	全会一致 可決
21	長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例	全会一致 可決
22	長与町都市公園条例の一部を改正する条例	全会一致 可決
24	平成29年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	全会一致 可決
25	平成29年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	全会一致 可決
26	平成29年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	全会一致 可決
27	平成29年度長与町下水道事業会計補正予算(第2号)	全会一致 可決
30	平成30年度長与町国民健康保険特別会計予算	賛成多数 可決
31	平成30年度長与町後期高齢者医療特別会計予算	賛成多数 可決
32	平成30年度長与町介護保険特別会計予算	全会一致 可決
33	平成30年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算	賛成多数 可決
34	平成30年度長与町水道事業会計予算	全会一致 可決
35	平成30年度長与町下水道事業会計予算	全会一致 可決
請願1	難病医療費助成制度の改善を求める請願書	賛成多数 採択

議案第3号 長与町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める 条例

審査日	平成30年	3月12日			
出席委員	西岡克之	饗庭敦子	安部 都	安藤克彦	河野龍二
	吉岡清彦	竹中 悟			
説明員	中山健康保険部長	辻田介護保険課長	その他関係職員		

【提案理由概要】

この条例は、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」並びに「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の公布に伴い、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」について新たに条例を制定するもので、平成30年4月1日より介護支援専門員を配置している居宅介護支援事業所の指定・指導等の権限が、県から市町村へ移ることになったため、町で条例を定める必要が生じたことによる措置。

基本的に県条例と同様に国の省令で定められた内容独自規定として、長与町暴力団排除条例の趣旨にのっとり、暴力団の介入を防ぐための措置を講じることなどを規定。

附則として、本条例の施行日を平成30年4月1日からとし、

第6条第2項については、平成33年3月31日までの経過措置期間を設ける。

以上の説明がありました。

【主な質疑】

質疑 権限移譲のポイントは。

答弁 地方分権一括法の一環だ。

質疑 県から市町村へ移行する期間は。

答弁 来年3月31日だ。

質疑 事業所指定の期間は。

答弁 6年の更新となっている。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第11号 長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

審査日	平成30年	3月13日			
出席委員	西岡克之	饗庭敦子	安部 都	安藤克彦	河野龍二
	吉岡清彦	竹中 悟			
説明員	中山健康保険部長	志田健康保険課長	その他関係職員		

【提案理由の概要】

改正の内容として、国保の財政主体が都道府県になることにより、地方税法が一部改正されたことに伴う改正で、規定の整備を行うもの。

附則として、平成30年4月1日から施行する。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 改正により住民に何か変化があるのか。

答弁 住民には変化はない。

質疑 改正後の条文が分かれているのはなぜか。

答弁 地方税法の書きぶりに合わせている。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第12号 長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例

審査日	平成30年	3月13日			
出席委員	西岡克之	饗庭敦子	安部 都	安藤克彦	河野龍二
	吉岡清彦	竹中 悟			
説明員	中山健康保険部長	志田健康保険課長	その他関係職員		

【提案理由の概要】

改正の内容は、国民健康保険の財政主体が都道府県になることに伴い改正を行うもので、規定の整備を行うもの。

附則として、平成30年4月1日から施行する。
以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 葬祭料が2万円になったのはなぜか。

答弁 県の会議での話し合いの結果、統一することに決定した。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第13号 長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

審査日	平成30年	3月13日			
出席委員	西岡克之	饗庭敦子	安部 都	安藤克彦	河野龍二
	吉岡清彦	竹中 悟			
説明員	中山健康保険部長	志田健康保険課長	その他関係職員		

【提案理由の概要】

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い所要の改正を行うもので、国民健康保険で住所地特例の適用を受けている被保険者が後期高齢者医療に加入するときは、その特例を引き継ぐ内容。

附則として、平成30年4月1日から施行する。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 後期高齢者医療にも住所地特例は存在するのか。

答弁 存在する。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第14号 長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

審査日	平成30年	3月12日				
出席委員	西岡克之	饗庭敦子	安部 都	安藤克彦	河野龍二	
	吉岡清彦	竹中 悟				
説明員	森川住民福祉部長	村田こども政策課長		その他関係職員		

【提案理由の概要】

本案は、子ども・子育て支援法施行規則等の改正に伴う条文整備と所要の改正を行うもの。

附則として、公布の日から施行し、
第15条第1項第2号の改正規定は平成30年4月1日から施行する。
以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 任意交付の利用は

答弁 利用する場合には、一か月の間に任意交付証を発行する

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第15号 長与町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例

審査日	平成30年	3月12日			
出席委員	西岡克之	饗庭敦子	安部 都	安藤克彦	河野龍二
	吉岡清彦	竹中 悟			
説明員	森川住民福祉部長	細田福祉課長	その他関係職員		

【提案理由の概要】

高齢化の進展に伴い、高齢者に関連の事業を時代に即し、かつ継続的に実施できる事業とすることを目的とし、総合的に見直すとして、敬老祝金の77歳の額を1万円から5千円に、88歳の額を3万円から2万円に、100歳の額を10万円から8万円に改めるもの。

附則として、平成30年5月1日から施行する。
以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 減額の下げ幅の根拠は。

答弁 3つの事業のトータルを算出し、時代に合わせた形にした。

質疑 各年齢の下げ幅の根拠はどうか

答弁 老連、介護予防教室などを回りアンケート調査を実施した結果だ。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第16号 長与町介護保険条例の一部を改正する条例

審査日	平成30年	3月12日			
出席委員	西岡克之	饗庭敦子	安部 都	安藤克彦	河野龍二
	吉岡清彦	竹中 悟			
説明員	中山健康保険部長	辻田介護保険課長	その他関係職員		

【提案理由の概要】

1期3年の事業計画で運営している介護保険事業が平成29年度で第6期の計画が終わる。今般、平成30年度より32年度までの3か年の第7期の長与町老人福祉計画・介護保険事業計画を策定したので、この計画に基づき、介護保険料の改正等を提案するもの。

附則として、本条例の施行期日を平成30年4月1日とし、第31条については公布の日から、また、経過措置として平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 第31条中、第1号被保険者を被保険者に改めた理由は。

答弁 これまで、第1号被保険者のみとされていたものが、40歳から64歳までの第2号被保険者も含むことになった。

質疑 改正案で低所得者の保険料は高くなっているのではないか。

答弁 6期計画では第1号を低所得者の保険料としていたが、7期計画では第1号を国の標準税率に合わせ、低所得者の保険料は別に第5号で規定しており、高くなっているわけではない。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第17号 長与町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

審査日	平成30年	3月12日			
出席委員	西岡克之	饗庭敦子	安部 都	安藤克彦	河野龍二
	吉岡清彦	竹中 悟			
説明員	中山健康保険部長	辻田介護保険課長	その他関係職員		

【提案理由の概要】

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等にかかる厚生労働省令が一部改正されたことに伴い所要の改正を行うもの。

附則として、本条例は平成30年4月1日から施行する。
以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 3条4項の特定支援事業者とは本町の場合どこを指すのか

答弁 本町では地域包括支援センターだ

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第18号 長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例

審査日	平成30年	3月12日				
出席委員	西岡克之	饗庭敦子	安部 都	安藤克彦	河野龍二	
	吉岡清彦	竹中 悟				
説明員	中山部長	辻田課長	その他関係職員			

【提案理由の概要】

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部を改正する法律の公布により認知症の定義にかかる条文変更に伴う条文整理。

附則として、本条例の施行日を平成30年4月1日からとする。
以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 指定地域密着型の意味は

答弁 認知症を含み、町内限定という意味だ

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第19号 長与町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

審査日	平成30年	3月12日				
出席委員	西岡克之	饗庭敦子	安部 都	安藤克彦	河野龍二	
	吉岡清彦	竹中 悟				
説明員	中山健康保険部長	辻田健康保険課長		その他関係職員		

【提案理由の概要】

議案第18号と同様に「地域包括ケアシステムの協力のための介護保険法の一部を改正する法律」の公布により認知症の定義にかかる条文の変更に伴う条文の整理。

附則として、平成30年4月1日から施行する。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 これは定義が変わったのか、条文が変わったのか

答弁 2項、3項の条文が追加されており、内容の変更はない。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第20号 長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

審査日	平成30年3月14日				
出席委員	西岡克之	饗庭敦子	安部 都	安藤克彦	河野龍二
	吉岡清彦	竹中 悟			
説明員	緒方建設産業部長	日名子土木管理課長	その他関係職員		

【提案理由の概要】

本案は道路法施行令の一部改正に伴い所要の改正を行うもの。

附則として、平成30年4月1日から施行する。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 例えば現行1平方に満たない90平方センチメートルでも1平方メートルになるのか。

答弁 その通りだ。

質疑 占有料の徴収方法はどうなる。

答弁 道路使用者に提出してもらい精査する。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第21号 長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例

審査日	平成30年	3月14日			
出席委員	西岡克之	饗庭敦子	安部 都	安藤克彦	河野龍二
	吉岡清彦	竹中 悟			
説明員	緒方建設産業部長	松邨建設産業部理事	その他関係職員		

【提案理由の概要】

本案は「公営住宅法施行令及び住宅地区改良法施行令の一部を改正する政令」「公営住宅法施行規則及び地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅の整備に関する特別措置施行規則の一部を改正する省令」の施行に伴い、所要の改正を行うもので、条ずれの整備、文言の修正が改正の内容で、公布の日から施行する。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 第9条1項の4は上位法の改正に伴うものか。

答弁 文言の修正によるものだ。

慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第22号 長与町都市公園条例の一部を改正する条例

審査日	平成30年	3月14日			
出席委員	西岡克之	饗庭敦子	安部 都	安藤克彦	河野龍二
	吉岡清彦	竹中 悟			
説明員	緒方建設産業部長	日名子土木管理課長	その他関係職員		

【提案理由の概要】

本案は、都市緑地法、都市公園法、都市公園法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うもの

附則として、本条例は平成30年4月1日から施行する。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 この法律を受け建蔽率の変更はどうか。

答弁 地域の実情に合わせて実施される。

質疑 他町ではこの建蔽率を超えるところはないのか。

答弁 県内ではない、本町で例を取ると総合公園では体育館で4%程度となる。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第24号 平成29年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

審査日	平成30年	3月13日			
出席委員	西岡克之	饗庭敦子	安部 都	安藤克彦	河野龍二
	吉岡清彦	竹中 悟			
説明員	中山健康保険部長	志田健康保険課長	その他関係職員		

【提案理由の概要】

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億1,591万1千円を減額して補正後の予算を、歳入歳出それぞれ47億4,576万円とするもの。

歳入歳出ともに、国県及び共同事業交付金の確定に伴う減額が、補正の主な内容。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 今回の減額の訳は。

答弁 保険者の減少によるものが大きい。

質疑 特定検診の減額の訳は。

答弁 受診率が見込みより低いことによるもの。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第25号 平成29年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

審査日	平成30年	3月13日			
出席委員	西岡克之	饗庭敦子	安部 都	安藤克彦	河野龍二
	吉岡清彦	竹中 悟			
説明員	中山健康保険部長	志田健康保険課長	その他関係職員		

【提案理由の概要】

今回の補正は、歳入歳出それぞれ635万円を増額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,183万3千円とするもの。

歳入では、保険基盤安定繰入金の額の確定による増額、歳出では広域連合納付金の増額見込みによる増額補正が主な内容。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 歳入で普通徴収保険料の減額の理由は何か。

答弁 当初予算の時点では割合がわからず、確定した時点で今回の補正を行った。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第26号 平成29年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計 補正予算（第2号）

審査日	平成30年	3月14日			
出席委員	西岡克之	饗庭敦子	安部 都	安藤克彦	河野龍二
	吉岡清彦	竹中 悟			
説明員	緒方建設産業部長	松邨建設産業部理事	その他関係職員		

【提案理由の概要】

今回の補正は歳入歳出それぞれ1億406万6千円を減額して、補正後の総額を9億3,350万2千円とするもので、国庫補助事業費の確定に伴う県事業委託料の減額並びに保留地処分金を財源とする一般会計繰出金の追加によるもの。
なお繰越明許費として、4億6,122万2千円。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 補助金減額の訳は。

答弁 要望額に対し、国から満額つかなかった。

質疑 繰越明許の理由は何か。

答弁 現地地盤をボーリング調査したが地盤が固く工事の進捗が計画どおり行かなかったためだ。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第27号 平成29年度長与町下水道事業会計補正予算(第2号)

審査日	平成30年	3月15日			
出席委員	西岡克之	饗庭敦子	安部 都	安藤克彦	河野龍二
	吉岡清彦	竹中 悟			
説明員	濱水道局長	山崎下水道課長	その他関係職員		

【提案理由の概要】

今回の補正は、収益的収入および支出の支出において、事業の確定による不用額等の減額により、1款下水道事業費を5,500万円減額し、費用総額を9億7,090万5千円とするもの。

次に資本的支出の収入では、2億1,481万円を減額、支出では資本的支出を2億813万2千円を減額するとするもので、当初予定していた処理場の長寿命化計画による改築更新事業の一部を来年度以降の予定に変更した。

なお、資本的収入が、支出額に対して不足する3億620万3千円は当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額1,280万5千円、過年度分損益勘定留保資金6,897万円及び減債積立金2億2,442万8千円で補填する。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 資本的支出の減額のわけはなぜか。

答弁 長寿命化計画を基にした高度処理計画や、設備増設工事行も行おうとしていたが、時間的余裕がなく今年度の国庫補助対象事業の一部を来年度以降に変更したためだ。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第30号 平成30年度長与町国民健康保険特別会計予算

審査日	平成30年	3月13日			
出席委員	西岡克之	饗庭敦子	安部 都	安藤克彦	河野龍二
	吉岡清彦	竹中 悟			
説明員	中山健康保険部長	志田健康保険課長	その他関係職員		

【提案理由の概要】

平成30年度から国保運営主体が都道府県に変更になることから本町の国民健康保険特別会計も大きく変更になる。歳入では、国や、社会保険診療交付基金から公布されていた、国庫支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金が、県に交付され、共同事業交付金は廃止となる。

歳出では、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、老人保健拠出金、介護納付金は県が納付するようになり共同事業拠出金は廃止となる。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ39億9,289万2千円で、前年比17,7%の減。

また、平成30年度から実施する健康ポイント事業の予算を計上している。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 健康ポイント制度の予算は反映しているのか。

答弁 約308万円計上している。

質疑 3款1項1目の保険者努力支援金は国の公表では長崎は全国2位になっているが本町の評価はどうか。

答弁 点数では471点、額では1,417万7千円となっている。

質疑 第三者納付金の扱いは今後どうなるのか。

答弁 第三者納付金、返納金は今後県へ返還する。

質疑 保険者努力支援分の今後の推移はどうなる。

答弁 国の政策によるものが大きく影響すると思われる。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第31号 平成30年度長与町後期高齢者医療特別会計予算

審査日	平成30年	3月13日			
出席委員	西岡克之	饗庭敦子	安部 都	安藤克彦	河野龍二
	吉岡清彦	竹中 悟			
説明員	中山健康保険部長	志田健康保険課長	その他関係職員		

【提案理由の概要】

予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,564万円とし、前年度比3,079万2千円6.6%増額となる。

歳入では、1款後期高齢者医療保険料3億9,617万4千円、一般会計からの繰入金9,865万2千円。歳出では、広域連合への保険料等の納付金4億8,870万3千円が主な内容。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 後期高齢者の昨年の対象者との比較はどうなる。

答弁 被保険者は29年度4,752人、30年度4,878人で126人の増加だ。

質疑 保険基盤安定繰入金の低所得者の割合は30年度予算ではどうなるのか。

答弁 2,735人で、軽減割合は7割が1,728人、5割は403人、2割が476人、被扶養者は128人だ。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第32号 平成30年度長与町介護保険特別会計予算

審査日	平成30年	3月12日			
出席委員	西岡克之	饗庭敦子	安部 都	安藤克彦	河野龍二
	吉岡清彦	竹中 悟			
説明員	中山健康保険部長	辻田介護保険課長	その他関係職員		

【提案理由の概要】

平成30年度保険事業勘定の総額を、歳入歳出それぞれ28億7,561万7千円。介護サービス事業勘定の総額を歳入歳出それぞれ2,683万4千円とし、前年度比保険勘定が、2億7,422万7千円の8.7%減、介護サービス事業勘定が309万6千円で13%の増となる。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 介護認定審査会を月5回から6回に変更した理由は何か。

答弁 従来は月6回25件で行っていたが、平成29年度、月5回30件で実施したが審査会委員への負担が大きく、元に戻した。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第33号 平成30年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算

審査日	平成30年	3月14日			
出席委員	西岡克之	饗庭敦子	安部 都	安藤克彦	河野龍二
	吉岡清彦	竹中 悟			
説明員	緒方建設産業部長	松邨建設産業部理事	その他関係職員		

【提案理由の概要】

平成30年度歳入歳出予算総額はそれぞれ 7億8,015万3千円。

歳入の主なものは国庫補助金1億2,950万円、県補助金2,500万円、一般会計繰入金6億2,364万9千円、繰越金200万円。

歳出の主なものは、土木費、都市計画費で7億310万5千円、起債償還金7,504万8千円、予備費で200万円を計上。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 PFI一括工事と言うが裏付けが見えない、財政的な部分を含め県との話し合いは進んでいるのか。

答弁 コンサルを通じ一括発注し県と協議している。

質疑 土木工事費の減額の内容は。

答弁 工事の進捗状況に対応し減額している。

質疑 補償費の計上があるが場所はどこか。

答弁 追加補償で、建物の移転補償ではない。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第34号 平成30年度長与町水道事業会計予算

審査日	平成30年	3月16日			
出席委員	西岡克之	饗庭敦子	安部 都	安藤克彦	河野龍二
	吉岡清彦	竹中 悟			
説明員	濱水道局長	山口水道課長	その他関係職員		

【提案理由の概要】

平成30年の業務予定量で、給水戸数を1万5,780戸、年間総給水量を370万5,321立方メートル、一日平均給水量を1万152立方メートルと見込み、主要な建設改良費として2億4,130万円と見込んでいる。

3条の収益的収入では、水道事業収益7億9,853万2千円を見込み、この中で主なものとして営業収益7億1,420万7千円、主に水道料金6億8,600万5千円で、営業外収益では8,431万5千円、主なものは長期前受金7,947万7千円。

支出では7億3,770万3千円を予定しており、主なものとして営業費用7億1,236万2千円で、主な内訳では原水及び浄水費で、2億9,186万4千円、配水及び給水費で、1億27万6千円、減価償却費として2億1,585万6千円を計上。営業外費用では、1,057万1千円で、主に企業債利息、消費税に対する費用を計上。

資本的収入及び支出の収入では、資本的収入2億4,586万円を見込み、支出では資本的支出5億9,251万1千円を予定。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億4,665万1千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,438万2千円、当年度分損益勘定留保資金1億4,657万9千円、減債積立金8,550万9千円、及び建設改良積立金8,018万1千円で補填する。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 給水戸数は30年度末で表示するのか。

答弁 30年度末を見込み表示する。

質疑 キャッシュフローで有形固定資産の支出は何か。

答弁 主に改良工事に伴うものだ。

質疑 給水戸数は前年度より10戸増えているが営業収益は減少している予算組の根拠は。

答弁 給水戸数は住基ベースで組む、営業収益は29年度決算見込みで30年度を組んでいる。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第35号 平成30年度長与町下水道事業会計予算

審査日	平成30年	3月15日			
出席委員	西岡克之	饗庭敦子	安部 都	安藤克彦	河野龍二
	吉岡清彦	竹中 悟			
説明員	濱水道局長	山崎下水道課長	その他関係職員		

【提案理由の概要】

業務予定量で、年度末排水戸数は1万5,840戸、年間総排水量を406万1,995立方メートル、1日平均排水量1万1,129立方メートルと見込んでいる。建設改良事業として4億7,109万4千円、国庫補助事業対象として3億2,100万円を予定。

3条の収益的収入及び支出の収入では、下水道事業収益として10億2,731万7千円。支出では下水道事業費用9億9,552万9千円を予定し、営業外費用では8,802万5千円を計上。

資本的収入及び支出の収入では、資本的収入4億114万4千円を見込み、支出では資本的支出6億8,185万4千円を予定している。

主な建設改良事業として長与浄化センターの耐震化、高度処理にかかる改築・更新事業、並びに汚水管等の改築・更新事業を予定。

以上により、資本的収入額が資本的支出額に対する不足額2億8,071万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,102万7千円 過年度分損益勘定留保資金5,208万3千円、及び減債積立金2億760万円で補填する予定。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 負担金について相違があるようだが、どうするのか。

答弁 支払い後に補正で対応する。

質疑 浄化センターの改修工事に無理はないのか。

答弁 交互に改修を予定しているので現状を見ながら計画的に行っていく。

質疑 職員数が減っているようだが過重労働ではないのか。

答弁 産休職員が今年度復帰し、過重労働にはなっていない。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

請願第 1 号 難病医療費助成制度の改善を求める請願書

審査日	平成30年 3月16日
出席委員	西岡克之 饗庭敦子 安部 都 安藤克彦 河野龍二 吉岡清彦 竹中 悟
紹介議員	堤 理志議員
参考人	長崎県保険医協会 鶴留和彦 事務局長

【請願趣旨】

難病医療費助成にかかる申請、更新時の診断書料について、現行の自己負担を改善し、公費負担とするよう国への意見書提出を求める内容

【審査方法】

紹介議員の説明と参考人の意見陳述を求め、委員全員で質疑をし審査を行った。

【主な質疑】

質疑 難病助成については拡大されたと言いながら、自己負担の引き上げとはどういうことか。

答弁 難病の対象範囲は広げられたが、認定の重症化や食費の 1/2 助成が無くなるなど、負担が増えていると言える。

質疑 請願の趣旨である診断書料はどのくらいかかるのか。

答弁 自由診療なので、一概には言えないが5千円前後と理解していただけたらと思う。

質疑 この請願は県内で何箇所ぐらい出されているのか。

答弁 昨年秋に同趣旨の陳情を県下全市町にお願いした。採択の状況については把握していない。

主な質疑は以上のとおり。

慎重に審査した結果、賛成多数で採択すべきものと決した。